

(別紙2) 現職教育(音楽における著作権)の資料

著作権・隣接権

H15.10.29 教官会議

卒業記念 CD について

- 1 曲あたり、だいたい 9.1 円の著作権料がかかっている。(作詞者・作曲者へ)
- 200 枚として、1,820 円になる。(作者一人あたり、1 曲 910 円)
- 本校の場合、11 曲が多い。100.1 円 × 200 枚で、20,000 円が JASRAC へ
- ただし 5 分以内の曲の場合。超えれば 5 分単位で倍になる。

初めて CD を作ったときのトラブル

- 養護が「教芸」の伴奏 CD をつけたとき、業者からストップがかかった。
- 教芸(CD 作成者、編曲の保有～編曲者)の許可をとってくれないとできない。

- 作詞・作曲者の許可を得て、編曲した人間がいる。演奏した人間(団体)がある。
- すべての許可を取らないとできない。
- 現実的には、カラオケ的なものをバックに CD を作成することは不可能に近い。

記念に「楽譜集」を作った

- 教芸に電話 許可
- 音友に電話 簡単には許可が出ないが(岐阜だから?)
- NHK に電話 ミスターモーニングという曲が入っていた かつての N コン課題曲
- われら愛す 作曲者は数年前になくなったばかり 許可を取った
- 出版社に「著作権」がある。コピーは 4 小節までしか認められていない、それを超えると「1 曲分」。
- もちろんこれは出版社だけでなく作詞者・作曲者にも関係してくる。
- ちなみに「手書き」ならよい。ただしもちろん「作詞・作曲者」の許可

著作権とは、知的財産をつくる人々の「生きる権利」だ。

私が作曲者として、仮に 1 曲、1 年間かけて力作を書いたとする。出版した。(楽器紹介の「大きな古時計」を話す)

極端な例を考えると、「1 冊売れた。あとはコピーされて出回った」ら、1 冊分しか手元には収入がない。作曲家として生きていくことなどできない。

「もうけ」と勘違いしやすい。確かに、見方を変えればそうなのだが、「生きる権利」。それを法が守ってくれている。

よく演奏会で「録音や撮影お断り」。やかましいからではない。演奏を勝手に使われない権利がある。その演奏はその人にとって二度と聞きたくないものだったかもしれないのに、それが出回る、一人歩きすることを拒絶するのは個々の権利。

音楽で話したが、文学・美術・工芸・写真・劇などもすべて同じ。

「法律でこんな網がかかっているんだぞ! 気を付ける」ではなく、基本的な権利。

動物写真家の言葉「自分はこの瞬間を撮るために、凍える中を毎日毎日待ち続け、やっと撮れた作品なのに」

死後 50 年まで守られている。ディズニー作品や映画音楽コンサートをあまりやらないが、これも著作権がらみが多い。オケで演奏すると 1 万円の単位で支払い義務が生じる。

学校の授業では、最小限の複製が「例外規定」で認められている。部活動はダメ。
学校で購入したもの、個々が購入していればもちろんよいが、それを超えてはダメ。

かつて NHK コンクールで「審査員用楽譜」5 部の提出があった。いつからコピー禁止。
廃版になっていたものがあった JASRAC に申請。お金を払い、切手みたいなものを貼る。